

守山市放課後児童クラブ運営指針

守 山 市

平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

令和 5 年 4 月 1 日 改正

第1章 総則	1
1. 趣旨	
2. 放課後児童健全育成事業の役割	
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	
第2章 対象児童および利用資格	2
1. 対象児童	
2. 利用資格	
第3章 通所登録および登録の抹消	3
1. 通所登録	
2. 通所登録の抹消	
3. 通所登録にあたって	
第4章 利用料金	4
1. 利用料金の徴収	
2. 利用料金の減免	
3. 延長保育に係る利用料金	
4. 間食費（おやつ代）および教材費等	
第5章 事業の対象となる子どもの発達	6
1. 子どもの発達と児童期	
2. 児童期の発達の特徴	
3. 児童期の発達過程と発達領域	
4. 児童期の遊びと発達	
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項	
第6章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	9
1. 育成支援の内容	
2. 障害のある子どもへの対応	
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	
4. 保護者との連携	
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	

第7章 放課後児童クラブの運営	・ ・ ・ ・ ・ 16
1. 職員体制	
2. 子ども集団の規模（支援の単位）	
3. 開室時間および開室日	
4. 利用の開始等に関わる留意事項	
5. 運営主体	
6. 事業の管理運営	
7. 労働環境整備	
8. 適正な会計管理および情報公開	
第8章 学校および地域との関係	・ ・ ・ ・ ・ 21
1. 学校との連携	
2. 保育園、幼稚園、こども園等との連携	
3. 地域、関係機関との連携	
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	
第9章 施設および設備、衛生管理および安全対策	・ ・ ・ ・ ・ 23
1. 施設および設備	
2. 衛生管理および安全対策	
第10章 職場倫理および事業内容の向上	・ ・ ・ ・ ・ 26
1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	
2. 要望および苦情への対応	
3. 事業内容向上への取り組み	

守山市放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

1 趣旨

- (1) この運営指針は、放課後児童クラブ運営指針（平成27年厚生労働省平成27年3月31日雇児発0331第34号通知。以下「運営指針」という。）、守山市児童クラブ室の設置および管理に関する条例（平成17年条例第38号）および守山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊びおよび生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項およびこれに関連する事項を定める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体および放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体および放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 保護者および関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

(3) 放課後児童支援員の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識および技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

ア 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

イ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員および補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。

ウ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

エ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

オ 放課後児童クラブおよび放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

カ 放課後児童クラブおよび放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 対象児童および利用資格

1 対象児童

放課後児童クラブを利用することができる者は次に掲げる要件のいずれにも該当する児童とする。

(1) 本市に住所を有すること。

- (2) 小学校等に就学していること。
- (3) 保護者が労働等により昼間家庭にいないこと。
- (4) 疾病等のため集団での保育が不可能または著しく困難な状態にないこと。
- (5) 医療行為が必要でないこと。
- (6) 小学校等から放課後児童クラブまで通所可能であること。

2 利用資格

放課後児童クラブの利用資格は、利用を希望する子どものすべての保護者が次のいずれかの状態にあることにより、家庭において保育を受けることが困難であると認められる場合とする。

- (1) 保護者が年間を通じ、継続して1週につき4日以上、昼間労働する状態にあること。
- (2) 妊娠中であり、または出産後8週間を経過しない間にあること。
- (3) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族を常時介護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害に被災し、その復旧に当たっていること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほかこれらに類するものとして設置者が認める状態にあること。

第3章 通所登録および登録の抹消

1 通所登録

- (1) 運営主体は、保護者から放課後児童クラブの利用希望があった場合、「児童クラブ室通所登録申請書」に、次に掲げる区分に応じた書類の添付と合わせて、通所登録の申請を受け付けなければならない。
 - ア 保護者が前章2.利用資格(1)に該当するとき 保護者の就労状況証明書
 - イ 保護者が前章2.利用資格(2)から(6)までのいずれかに該当するとき 母子手帳、身体障害者手帳、診断書その他前章2.利用資格(2)から(6)までのいずれかに該当することを証明する書類
- (2) 運営主体は、保護者から放課後児童クラブの申請があったときは、速やかに通所登録の可否を決定し、通所登録を可としたときは、「児童クラブ室通所登録決定通知書」により当該申請をした保護者にその旨を通知しなければならない。ただし、通所登録を否とした場合は、市へ報告しなければならない。
- (3) 子どもの受け入れにあたっては、申請が施設の定員数を超える場合であっても、育成支援が確保できる範囲内で可能な限り受け入れるとともに、他の施設が確保できる場合は、児童数に応じた放課後児童支援員等を配置し、受け入れなければならない。

(4) 通所登録の期間は、通所登録をした日から当該年度の3月末日までとする。

2 通所登録の抹消

(1) 運営主体は、通所登録している保護者から放課後児童クラブの利用中止の申出があったときは、「児童クラブ室通所登録抹消申出書」を保護者に提出させ、速やかに当該児童に係る通所登録の抹消手続きを行うものとする。なお、通所登録を抹消したときは、「児童クラブ室通所登録抹消通知書」により保護者にその旨を通知しなければならない。

(2) 運営主体は、次のいずれかに該当するときは、通所登録を抹消することができる。

ア 子どもが利用要件に該当しなくなったとき。

イ 子どもが放課後児童クラブの秩序を著しく乱すなどして、放課後児童クラブ管理運営に支障を来たと認められるとき。

(3) 保護者が利用料金を3か月以上滞納したとき。

3 通所登録にあたって

運営主体は、通所登録時に児童および保護者に対し、放課後児童クラブの運営方針、年間計画、利用料金等について十分に説明を行うとともに、来所・帰宅の方法、児童の健康状態・家庭状況等、保護者との面談や児童票などを通じて把握に努める。

第4章 利用料金

1 利用料金の徴収

運営主体は、毎月の末日までに、当該月に係る利用料金を保護者から徴収するものとし、徴収にあたっては以下のとおりとする。

(1) 利用料金については、入所児童1人につき月額10,000円（8月にあつては、月額13,000円）とする。

(2) (1)の規定に関わらず、児童が月の15日以前に通所登録の抹消を受けたときおよび児童が月の16日以後に新たに通所登録を受けたときにおける当該児童の当該月に係る利用料金の額は、(1)に定める額の半額とする。

(3) 利用料金は、運営主体の収入とする。ただし、中洲児童クラブ室は、市の収入とする。

(4) 利用料金は、これを還付しない。ただし、運営主体が特別の事情があると認めた場合であつて、設置者の承諾を得たときは、この限りではない。

2 利用料金の減免

(1) 運営主体は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、各々に定めるところにより利用料金を減額し、または免除するものとする。なお、次に掲げる要件以外

に、災害その他特別の事情があると認められる場合であって、設置者の承諾を得たときも同様の取扱とする。

ア 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受け、または前年度分の市民税が非課税であるとき 免除

イ 子どもおよび保護者がひとり親家庭等に属する者（アに掲げる者を除く。）であるとき 児童1人につき月額2,500円（1 利用料金の徴収(2)の規定を適用する月にあつては、月額1,250円）を減額

ウ 同一の保護者が監護する児童が同時に2人以上児童クラブに通所登録しているとき 最年少の児童以外の児童1人につき月額2,500円（1 利用料金の徴収(2)の規定を適用する月にあつては、月額1,250円）を減額

エ 子どもが負傷または疾病により、月の全日に渡って児童クラブを利用しなかったとき 当該月分を免除

※上記イに規定するひとり親家庭等とは、母子家庭、父子家庭その他これに準ずるものであって、当該家庭において児童を監護する保護者が次に掲げるいずれかに該当する家庭をいう。

(ア) その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの

(イ) 離婚した者であつて現に婚姻していないもの

(ウ) その配偶者の生死が明らかでない者

(エ) その配偶者から遺棄されている者

(オ) その配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者

(カ) その配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者

(キ) 婚姻によらないで父または母となった者であつて現に婚姻していないもの

(ク) 父母の死亡等により児童を養育する者であつて、児童扶養手当の認定（支給）を受けているもの

(2) 運営主体は、保護者から「児童クラブ室利用料金減免申請書」の提出があつたときは、その減免の可否を決定し、減免を可としたときは、「児童クラブ室利用料金減免決定通知書」により当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

3 延長保育に係る利用料金

延長保育を実施する場合は、あらかじめ市と協議しなければならないものとし、また、利用料金を徴収する場合についても同様とする。

4 間食費（おやつ代）および教材費等

運営主体は、毎月末日までに、子ども1人につき月額2,000円を当該月の間食費として、保護者から徴収するものとする。また、教材費など実費に係るものについては、保護者への説明と理解を得る中で、必要に応じて徴収することができる。

なお、間食費および教材費等については、実費相当分のサービスを提供するものとし、会計口座を区分する中で、その用途内容について保護者に説明するものとする。

第5章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

1 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

2 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- (1) ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- (2) 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- (3) 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。

- (4) 集団や仲間活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- (5) 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。

一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。

その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

4 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

5 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

(1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

ア 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。

イ 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。

ウ 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

(2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮

ア 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。

イ 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

(3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮

ア 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。

イ ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。

ウ 思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

(4) 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

第6章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1 育成支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。

(2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一

人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

(3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

(4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

ア 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。

(ア) 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。

(イ) 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。

(ウ) 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。

(エ) 子どもの遊びや生活の環境および帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。

イ 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

(ア) 子どもが出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。

(イ) 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。

(ウ) 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。

ウ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。

(ア) 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。

(イ) 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。

(ウ) 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。

エ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。

(ア) 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。

(イ) 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められ

る協力および分担や決まりごと等を理解できるようにする。

オ 子どもの発達段階に応じた学習習慣が身に付くようにする。

(ア) 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。

(イ) 放課後児童支援員等は、放課後児童クラブにおける生活時間の中に学習活動のための時間を組み込み、学習習慣が身に付くように援助する。

カ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。

(ア) 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。

(イ) 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。

(ウ) 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。

(エ) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。

(オ) 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。

(カ) 放課後児童クラブの子ども達が地域の子どもの達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。

(キ) 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。

キ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。

(ア) 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。

(イ) 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。

(ウ) 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。

ク 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。

- (ア) 補食としての役割を持つおやつは、単に空腹を満たすものだけでなく、発達過程にある子どもの成長にあわせるとともに、栄養面や活力面を考慮して、時間や内容、量等を工夫し適切に提供する。また、食育の観点にも配慮するものとし、積極的に行事や季節を盛り込むよう努める。
- (イ) おやつを提供に際しては、安全および衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
- (ウ) 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ケ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- (ア) 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
- (イ) 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。
- (ウ) 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
- コ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
- (ア) 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
- (イ) 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

2 障害のある子どもへの対応

(1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- ア 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮および環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。また、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持している児童のほか、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等により柔軟に対応する。
- イ 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人および保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- ウ 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つ

などして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握するとともに、可能な限り施設の改善や放課後児童支援員等の配置などの条件整備に努める。

エ 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携および協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが望ましい。

(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

ア 障害のある子どもを受入れるにあたっては、職員研修に努めるとともに、特に個別の援助が必要な場合は放課後児童支援員等を加配する。

イ 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

ウ 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。

エ 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。

オ 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携し、必要がある場合には保護者と協議のうえ、専門機関等に相談や助言を求める。

カ 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。

キ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3 特に配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 児童虐待への対応

ア 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。

イ 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市または、児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切

な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

ア 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

イ 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

ア 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

4 保護者との連携

(1) 保護者との連絡

ア 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。

イ 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。

ウ 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

(2) 保護者からの相談への対応

ア 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

イ 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市や関係機関と連携する。

(3) 保護者および保護者組織との連携

ア 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。

イ 保護者会の活動を積極的に支援し、定期的な協議を図る中で、保護者との信頼関係を構築するとともに、保護者と運営主体が協力して、より適切な運営となるよう努める。

5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

(1) 育成支援に含まれる職務内容

ア 放課後児童支援員等は、以下について留意のうえ、イに掲げる職務を行うものとする。

- (ア) 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- (イ) 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- (ウ) 保護者との対応・信頼関係の構築
- (エ) 個人情報 の 慎重な取扱いとプライバシーの保護
- (オ) 放課後児童支援員等としての資質の向上
- (カ) 事業の公共性の維持

イ 放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- (ア) 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- (イ) 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- (ウ) 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図る。
- (エ) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- (オ) 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- (カ) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行う。
- (キ) 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- (ク) 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。
- (ケ) その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

(2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員のサービスに関する状況等）
- イ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ウ おやつ の 発注、購入等
- エ 防災対策・不審者対策と安全指導および避難訓練の実施
- オ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- カ 保護者との連絡調整（連絡先の把握、お便りや連絡帳などによる保育報告）
- キ 学校との連絡調整
- ク 地域 の 関係機関、団体との連絡調整
- ケ 会計事務
- コ 子ども の 成長と発達を向上させるための研究

サ その他、事業運営に関する記録

第7章 放課後児童クラブの運営

1 職員体制

(1) 放課後児童クラブには、年齢や発達の様相が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、(3)に掲げる配置基準に基づき、放課後児童支援員等を置かなければならない。

ア 放課後児童支援員

放課後児童支援員とは、守山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。

イ 補助員

補助員とは、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 子育て経験者

(イ) 学生（教育に関わる学習を履修している）

(ウ) 放課後児童健全育成事業に熱意をもった者

(2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者または補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(3) 放課後児童支援員等の配置

次の配置基準に沿って配置し、1人を統括責任者となる主任放課後児童支援員（主任支援員は常勤であること。）とし、1人を副主任放課後児童支援員（常勤の放課後児童支援員を2人以上配置する場合は、副主任支援員も常勤であること。）としなければならない。

ただし、放課後児童支援員等の数が確保出来ない場合においても、緊急避難的に開室することが出来るものとする。この場合、定められた放課後児童支援員等の数となるよう早急に措置を講じなければならない。

ア 基本配置基準

通所登録児童数	放課後児童支援員等の配置人数
19人以下	2人以上（うち常勤の放課後児童支援員1人以上）
20～34人	3人以上（うち常勤の放課後児童支援員1人以上）
35～49人	4人以上（うち常勤の放課後児童支援員2人以上）

50～64 人	5 人以上（うち常勤の放課後児童支援員 2 人以上）
65～79 人	6 人以上（うち常勤の放課後児童支援員 2 人以上）
80～94 人	7 人以上（うち常勤の放課後児童支援員 3 人以上）
95～109 人	8 人以上（うち常勤の放課後児童支援員 3 人以上）
110～124 人	9 人以上（うち常勤の放課後児童支援員 3 人以上）
125～139 人	10 人以上（うち常勤の放課後児童支援員 4 人以上）
140～154 人	11 人以上（うち常勤の放課後児童支援員 4 人以上）

※上記表の通所登録児童数については、登録児童数より障害児加配対象児童を差し引いた人数により算出する。

※155 人以降については、通所登録児童数が 15 人増えるごとに、放課後児童支援員等を 1 人追加で配置することとする。また、そのうちの常勤の放課後児童支援員については、放課後児童支援員等の配置人数を 3 で除し、小数点以下を切り上げた人数以上を配置することとする。

※配置基準に基づき放課後児童支援員等を雇用する必要があるが、出席児童数に応じて勤務体制を整えた配置を可とする。

※長期休業期間の放課後児童支援員等の配置人数については、長期休業期間の通所登録児童数によることとするが、うち常勤の放課後児童支援員については、長期休業期間以外に必要とされる人数以上とする。

※「常勤」とは、当該放課後児童クラブの所定労働時間のすべてについて勤務することをいう。ただし、学校の長期休業期間の勤務については、概ね 8 時間を基本とする。なお、常勤の放課後児童支援員については、長期にわたって安心して就業できるよう、月給制の採用に努めることとする。

イ 障害児加算配置基準（アによる放課後児童支援員等の数に加算する。）

障害児の数	放課後児童支援員等の配置人数
2 人以下	1 人
3・4 人	2 人
5・6 人	3 人
7・8 人	4 人
9・10 人	5 人

※11 人以降についても、2 対 1 加配を基本とし配置することとする。

※障害児とは、身体障害者手帳、療育手帳を有する児童または小学校の特別支援学級に就学している児童をいう。

※ただし、上記の障害児加算配置基準では当該児童を安全に保育できないと運営主体が判断する場合には、市と協議することができる。

(4) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用

に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

- (5) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

2 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

3 開室時間および開室日

- (1) 開室時間および開室日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、運営主体と市が協議のうえ、当該放課後児童クラブごとに設定する。

開室する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。ただし、基本的に下記に該当する日は開室するものとする。

ア 平日の放課後、土曜日、夏休み、冬休み、春休み

イ 学校休業日などで必要とされる日

- (2) 放課後児童クラブの開室時間は、次に掲げる区分のとおりとする。ただし、運営者が施設の管理運営上必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得たうえで、開室時間を変更することができる。

ア 小学校等の授業日 午後1時から午後6時まで

イ 小学校等の休業日 午前8時30分から午後6時まで

※運営主体は、保護者の就労状況や通勤時間などを考慮し、開室時間を延長するなど、利用者のニーズに応じた運営となるよう努めるものとする。

- (3) 放課後児童クラブの休室日は、次のとおりとする。ただし、運営主体が施設の管理運営上必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得たうえで、休室日を変更し、休室日に開室し、または臨時に休室することができる。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日および同月3日ならびに12月29日から同月31日まで

※深刻な感染症が生じた場合や災害などで施設が運営できない状況になった場合

は、放課後児童クラブを休室することができる。

ただし、感染症や食中毒等の発生時の対応については、市や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

(4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れる。

4 利用の開始等に関わる留意事項

(1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。

(2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。

(3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。

(4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズおよび放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

(5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

5 運営主体

(1) 放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

ア 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。

イ 地域社会との交流および連携を図り、子どもの保護者および地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。

ウ 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。

エ 子どもや保護者の国籍、信条または、社会的身分による差別的な扱いをしない。

オ 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的および運営の方針、②職員の職種、員数および職務の内容、③開所時間および開所日、④育成支援の内容および利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当

たつての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項)に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支および利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。

カ 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

6 事業の管理運営

運営主体は、適切な事業の管理運営を行うため、以下の内容を実施するものとする。

(1) 子どもの来所・帰宅

ア 来所時の対応

(ア) なるべく小学校から放課後児童クラブまでは、集団で来所するよう指導する。

(イ) 1年生および障害のある子ども等については学校と連携し、安全に来所できるように対応する。

イ 帰宅時の対応

(ア) 原則、保護者が迎えに来るよう指導する。

(イ) 放課後児童支援員等と保護者とのコミュニケーションを大切にし、保護者が迎えに来られない子どもについては帰宅時の安全を十分に確保する。

(2) 子どもの出欠管理

ア 放課後児童支援員等は出席簿を使用し、子どもの出欠管理を行う。

イ 欠席の場合は、保護者から連絡するよう指導し、連絡が無く来所しない場合は、保護者・学校と連絡をとり、児童の状況を把握する。

(3) 子どもの健康管理

ア 放課後児童支援員等は事前に子どもの健康状態を観察し、健康管理に努める。

イ 子どもの体調を維持するために、必要に応じて空調機器（エアコン等）を稼動すること。特に、夏季は28℃以下、冬季は18℃以上の室温を維持する。

ウ 必要最低限の医薬品や医療器を備える。（体温計、水枕、消毒薬、絆創膏など）

(4) 子どもの活動

子どもの活動は、子どもの成長・発達に応じたものであり、放課後児童クラブはその成長に対応した生活の場、安心できる場になるよう努める。また、月1回以上、季節ごとの行事や地域の伝統行事、児童自身が興味を持つ遊びなどを盛り込むよう努める。

(5) 事業内容向上への取組

ア 事業内容の向上を図るために、会議の開催や記録の作成、あるいはマニュアルの作成等を通じて放課後児童支援員等の間で情報を共有できるようにする。

イ 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取組を行うよう努める。

7 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 運営主体は、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）その他法令の定めるところにより、放課後児童支援員等の労働条件や服務規律その他就業に関する就業規則を定めるとともに労働者災害保険に加入すること。また、放課後児童支援員等を雇用する際は、放課後児童支援員等と個別に雇用契約を結ぶこととする。
- (3) 放課後児童支援員等の労働時間は、1 日 8 時間以内、1 週間 40 時間以内（労働基準法第 32 条）とすること。特に、春休み、夏休み、冬休みなどの学校の長期休業期間については、短時間の放課後児童支援員等を別途配置するなど労働時間が過大にならないよう、運営主体は注意する。
- (4) 放課後児童支援員等には、年次有給休暇（労働基準法第 39 条）等の休暇を与えなければならない。なお、運営主体は、放課後児童支援員等が休暇取得の際に代替の指導員が配置できるように体制の整備を図ることとする。
- (5) 放課後児童支援員等は年 1 回健康診断を受けなければならない。また、手作りおやつ等の調理を行う放課後児童支援員等については、月 1 回程度の検便細菌検査を行うよう努める。

8 適正な会計管理および情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理および執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 75 条第 1 項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、運営主体は、放課後児童クラブの運営状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築することとする。

第 8 章 学校および地域との関係

1 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。

- (2) 子どもの様子や学校の下校時刻の変更などに対応できるよう、学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備する。
- (3) 学校との連携を積極的に図るとともに、学校との情報交換にあたっては、個人情報保護や秘密の保持に十分な配慮を行う。
- (4) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

2 保育園、幼稚園、こども園等との連携

- (1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育園、幼稚園、こども園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育園、幼稚園、こども園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

3 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気や事故に備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努める。

4 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
- (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ
 - ア 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境および水準が担保されるようにする。
 - イ 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
 - ウ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

第9章 施設および設備、衛生管理および安全対策

1 施設および設備

放課後児童クラブの施設は、子どもが安心して過ごせる場を保障するための専用施設とし、生活の場にふさわしい施設として衛生的で安全が確保されていなければならない。特に、子どもが生活する保育室は、十分な採光があり、空調機器（エアコン等）、カーテンやブラインド、網戸など児童の生活に必要な備品を備えるとともに、また、家具の転倒防止策など安全について十分に配慮するものとする。

(1) 施設（施設の状況に応じて代用可とする。）

保育室、遊び場（近隣のスペースを代用可）、静養スペース、事務スペース、トイレ、玄関（避難口）、台所、手洗い場

ア 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。

イ 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。ただし、入所希望数や施設の状況などにより、1.65㎡を確保できない場合は、市と協議するものとする。

ウ 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。

エ 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。

オ 子どもの遊びおよび生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

(2) 設備、備品等（施設の状況に応じて代用可とする。）

児童用ロッカー、下駄箱、傘立、座卓、事務机、椅子、冷蔵庫、電話（FAX付）、掃除用具、救急箱、消火器などの防災の設備、防犯ブザーや施錠などの防犯設備、AED

ア 衛生および安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具および図書を備える。

イ 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

(3) 施設の維持管理

ア 施設内、敷地内および放課後児童クラブ周辺は、常に清掃・除草等を行い、美観の保持に努めるものとする。また、敷地の木々に寄生する害虫などにより隣接する住宅に影響が及ばないよう、害虫の駆除、立木の剪定その他必要な措置を講じるものとする。

イ 自動通報装置および消火器等の定期点検が必要な器具については、遅滞なく、

確実に実施するものとする。

2 衛生管理および安全対策

(1) 衛生管理

ア 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

イ 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。

ウ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて保護者、市および保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。

エ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

(2) 事故やケガの防止と対応

ア 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内および屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

イ アに定める安全点検のほか、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応、その他安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、計画に沿った訓練および研修を行うとともに、放課後児童支援員等の間で共有する。また、保護者に対し、計画に基づく取組の内容等について周知する。

ウ 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。

エ おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

オ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体および市に報告する。また、施設外において見失い、置き去り等が発生した場合（子どもが自ら施設外に出た場合を含む。）および警察、消防による救急搬送等、他の団体の救助協力を求めた場合についても同様に報告する。

カ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等および子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。

キ 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入すること

とする。

(3) 防災および防犯対策

ア 放課後児童クラブの運営主体は、市との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画およびマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。なお、消防については、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）その他の関係法令の定めに従い、地域の消防署と連携し、必要な対策を講じることが望ましい。

防火管理者の設置有無

放課後児童クラブの規模	防火管理者の設置有無
登録児童数 50 人未満の施設	設置の義務なし
登録児童数 50 人以上、延べ面積 500 ㎡未満の施設	甲種または乙種防火管理者の設置が必要
登録児童数 50 人以上、延べ面積 500 ㎡以上の施設	甲種防火管理者の設置が必要

イ 不審者の立入り防止などの対策や緊急時における子どもの安全を確保する体制を整備しておくとともに、地域の警察と連携を密にする。

ウ 市や学校等関係機関と連携および協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。

エ 子どもの安全対策や建物等の危険個所の事前把握、防犯予防などのために、次の点検の実施に努める。

(ア) 日常点検

a 室内点検 玄関、窓等の施錠点検、電燈の点灯点検、ガスの元栓開閉点検、電気設備機器等の点検、水道蛇口の開閉点検、清掃状況の点検等

b 屋外点検 建物外周、固定遊具、物置の状況点検、その他必要と思われるもの

(イ) 毎月点検

遊具の状況等、日常の点検以外に必要と思われるもの

オ 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。

カ 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(4) 来所および帰宅時の安全確保

ア 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り

合って安全を確保する。

イ 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

第10章 職場倫理および事業内容の向上

1 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

(1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。

また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

ア 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。

イ 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。

ウ 国籍、信条または社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。

エ 守秘義務を遵守する。

オ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。

カ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。

キ 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。

ク 教材費などの雑費、間食費（おやつ代）、その他経費について適切に取り扱う。

ケ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2 要望および苦情への対応

保護者や地域の住民から放課後児童クラブの運営等に関し様々な苦情や要望、意見が寄せられることが考えられ、運営者や放課後児童支援員等は放課後児童クラブの主旨に則り、地域や保護者の協力が得られるよう苦情・要望の解決に当たらなければならない。

(1) 苦情・要望の範囲

苦情・要望の範囲は、クレームや問題の解決を求めるもののみならず、感情的な不平不満、考え方のズレ、コミュニケーションの不足による行き違い、放課後児童クラブに関する提案、連絡帳による示唆など様々なものを含むものとする。

(2) 苦情・要望に対応する体制

ア あらかじめ、次の苦情処理の業務担当を決め、市に報告するものとする。

(ア) 苦情解決責任者・・・苦情解決の責任主体としての苦情解決責任者を設置す

る。

(イ) 苦情受付担当者・・・直接、苦情の窓口となる受付担当者（複数可）を設置する。

(ウ) 第三者委員・・・苦情については、一方的な判断になる可能性があるため、地域の民生委員・児童委員などに協力を求め、第三者的な立場の考え、意見を述べる第三者委員を設置する。

イ 苦情や要望を受け付ける窓口を児童や保護者に周知するとともに、苦情や要望への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。

ウ 苦情・要望の内容をよく聞き取り、解決に向けて十分な話し合いを持つ。

エ 苦情・要望に関しては、個人情報に配慮しつつ、できる限り保護者全員に周知するように透明性を確保する。なお、苦情解決の仕組みをお便りなどで児童や保護者へ周知するとともに、苦情は連絡帳などでも受け付けるよう努める。

オ 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

ア 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

イ 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

(2) 研修等

ア 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の資質の向上、専門性を高めるため放課後児童支援員等の研修を行うものとする。なお、研修は勤務の一環として行い、その費用は運営主体が負担するものとする。

(ア) 研修の機会の確保

a 運営主体は、放課後児童支援員等の資質の向上、技術の習得のために研修を実施すること。

b 運営主体は、県、市その他の機関が実施する放課後児童クラブに関連する研修会に、積極的に放課後児童支援員等を参加させること。

c 放課後児童支援員等は専門性を高めるため自主研修を行い、自己研鑽に努めること。

(イ) 研修内容

a 子どもの安全管理、生活指導、遊びの指導等についての研修

- b 子どもについての理解や保護者との連携に関する研修
 - c 新任者向けの研修
 - d 地域や放課後児童クラブ特有の課題に応じた内容の研修
 - e 障害がある子どもの理解と放課後児童クラブでの生活を支援するための研修
 - f 放課後児童支援員等が情報交換、事例研究をし、放課後児童クラブの運営に関する現状、課題に対し共通認識を持つための研修 など
- イ 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識および技能の習得、維持および向上に努める。
- ウ 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。
- (3) 運営内容の評価と改善
- ア 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- イ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。